

○ 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件(取得の日から6ヵ月以内)について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っている等の要件を満たしていれば、入居期限を「増改築等完了の日から6ヵ月以内」とする。

既存住宅取得の日から
6ヵ月以内に入居



契約期限等の要件(※)を満たし、
増改築等完了の日から
6ヵ月以内入居

※以下の要件を満たす必要あり(確定申告等の申請時に必要な書類については、以下のURLに掲載。)

- (1) 以下のいずれか遅い日までに増改築等の契約が行われていること。
 - ・ 既存住宅取得の日から5ヵ月後まで(取得の日より前に契約が行われている場合でも構わない。)
 - ・ 関連税制法の施行の日(令和2年4月30日)から2ヵ月後(令和2年6月30日)まで(施行の日より前に契約が行われている場合でも構わない。)
- (2) 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。

※適用イメージは以下の通り



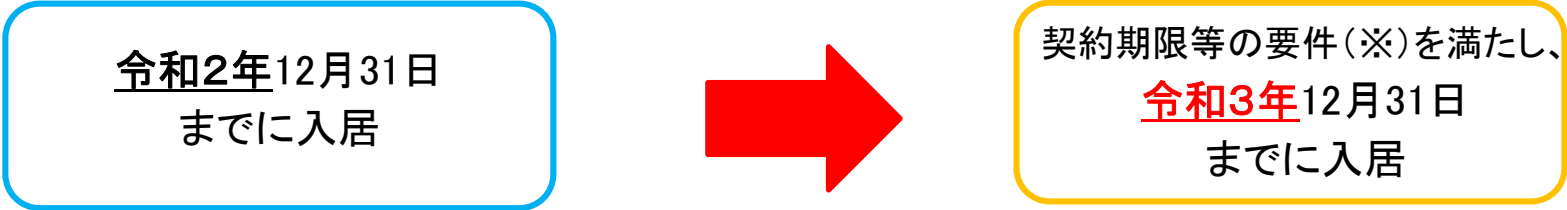
※耐震基準を満たさない既存住宅でも、取得から6ヵ月以内に耐震改修を行い入居するなら、住宅ローン減税や不動産取得税の特例(住宅・住宅用地)の対象にできる特例(買って耐震)についても同様に措置。(なお、不動産取得税の特例については、耐震改修完了の日から6ヵ月以内に家屋所在地の都道府県への申請が必要。)

【問い合わせ先】 お近くの税務署

(確定申告等の申請時に「入居が遅れたことを証する書類」等が必要です。詳しくは下記国交省HPをご覧ください。)

URL(Q&Aも掲載): http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

○ 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象とする。



※以下の要件を満たす必要あり(確定申告時に必要な書類については、以下のURLに掲載。)

- (1) 一定の期日までに契約が行われていること。
 - ・注文住宅を新築する場合：令和2年9月末
 - ・分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合：令和2年11月末
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。

